第七条の二第二項

第三十七条

並びに第三十九条第三項

第三十七条　実用新案登録が次の各号の一に該当するときは、その実用新案登録を無効にすることができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一　その実用新案登録が第三条、第三条の二、第四条若しくは第七条第一項から第九条第三項まで若しくは第八条第一項、第十一条第三項において準用する特許法第五十八条又は第五十五条第二項において準用する特許法第二十三条の規定に違反してされたとき。

二　その実用新案登録が条約に違反してされたとき。

三　その実用新案登録が第五条第四項又は第五項（第三号を除く。）及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたとき。

四　その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。

五　実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第百条第十二項に規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなつたとき。

2　前項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。

3　審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

並びに第三十九条第七項（第四十条の二第九項において準用する場合を含む。）

第三十七条　実用新案登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その実用新案登録を無効にすることができる。この場合において審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一　その実用新案登録が第三条、第三条の二、第四条若しくは第七条第一項から第九条第三項まで若しくは第八条第一項、第十一条第三項において準用する特許法第五十八条又は第五十五条第二項において準用する特許法第二十三条の規定に違反してされたとき。

二　その実用新案登録が条約に違反してされたとき。

三　その実用新案登録が第五条第四項又は第五項（第三号を除く。）及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたとき。

四　その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。

五　実用新案登録がされた後において、その実用新案権者が第五十五条第二項において準用する特許法第百条第十二項に規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなつたとき。

2　前項の審判は、何人も請求することができる。

3　審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

第三十九条から第四十一条まで

第三十九条　実用新案権者は、次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添附した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。

一　実用新案登録請求の範囲の減縮

二　誤記の訂正

三　明瞭でない記載の釈明

2　前項の明細書又は図面の訂正は、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

3　第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。

4　第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

3　第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。

4　審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

第三十九条　実用新案権者は、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一　実用新案登録請求の範囲の減縮

二　誤記の訂正

三　明瞭でない記載の釈明

四　他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

2　前項の審判は、第三十七条第一項の審判が特許庁に係属した時からその審決（請求項ごとに請求が全てされたときは、その全ての審決）があつたときまでの間は、請求することができない。

3　二以上の請求項に係る願書に添付した明細書のうち第五条第三項第四号に掲げる事項のうち第一項の訂正をすることが第一項の規定により引用する場合において、当該請求項の中に一の請求項に係る一群の請求項（以下「一群の請求項」という。）があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。

4　願書に添付した明細書のうち第五条第三項第一号又は図面の訂正をすることについて第一項の規定により一群の請求項ごとに第一項の規定による請求をしようとするときは、当該明細書又は図面の訂正に係る一群の請求項（前項後段の規定により当該明細書又は図面の訂正をすることについて第一項の規定による請求をする場合にあつては、当該明細書又は図面の訂正に係る一群の請求項の全て）について行わなければならない。

5　第一項の明細書又は図面の訂正には、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。